

第7回 西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

資料1

資料2

資料3

資料4

## 資料集 目次

【資料1】ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項	・・・	1
【資料2】1号認定子どもの利用者負担	・・・	4
【資料3】民間保育所の認定こども園への移行に関する調査の結果	・・・	9
【資料4】各基準に関する条例案	・・・	10

ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項

ロードマップ

	平成25年度			平成26年度							
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 4.28	第5回 5.27	第6回 7.29	第7回 8.25	第8回 10.14 (予備日)	第9回 11.18	第10回 1.20	第11回 2.10 (予備日)
<b>(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定の審議</b>											
ニーズ調査の項目											
需要量・供給量			1	1							
地域子ども・子育て支援事業の今後の展開			1	1							
上記以外の計画											
計画全体の審議（計画の理念等）							2				
<b>(2) 認可基準等の審議</b>											
現認可等基準（現状確認）											
新制度における認可基準・確認基準			3	3							
放課後児童育成事業の基準			3								
支給認定基準			3								
<b>(3) 利用者負担の審議</b>											
<b>(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の審議（事業計画に係る供給量と同時審議）</b>											
<b>(5) 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価</b>											

H26年4月末に  
政省令公布

9月市会に  
条例案提出

H26年5月に骨格・仮単価提示

- 審議  
審議終了等（確定）
- 1 量の見込みについてのみ審議
  - 2 素案の確定
  - 3 検討中の国の案をもとに審議

平成26年度には、上記のほかワーキンググループを下記のとおり開催

評価検討ワーキンググループ	H26.10.27	H26.11.27	
基準等検討ワーキンググループ	H26.4.14	H26.5.12	H26.7.14

## 第6回西宮市子ども・子育て会議 協議等まとめ

### 1 私立幼稚園（認定こども園を含む）に対する意向調査の結果報告

事務局より、平成26年6月下旬に実施した私立幼稚園（認定こども園を含む）への意向調査の結果について報告した。

### 2 第5回基準等検討ワーキンググループの報告

第5回基準等検討ワーキンググループにおいて協議した利用者負担について、事務局より本市の考え方を説明するとともに、座長よりワーキンググループにおける協議内容について報告した。

#### 2号認定子ども・3号認定子どもの利用者負担について

ワーキンググループの協議結果を西宮市子ども・子育て会議として承認したが、その中で以下の意見が出された。

- ・新制度に伴い利用者の経済的負担が重くなることは避けなければならないのではないか。
- ・特に税金を多く納めている所得の高い階層の税金と保育料の二重負担を改善する必要があるのではないか。
- ・施設型給付と地域型保育給付に関する利用者負担額に差を設けるとしても、利用者が金額のみを理由に施設・事業を選択しないよう現行における金額の差について再検討する必要があるのではないか。

#### 1号認定子どもの利用者負担について

- ・2号認定子ども・3号認定子どもと異なる階層区分とする理由を事務局から示すことが必要である。
- ・公私同額とする場合の根拠を事務局から示すことが必要である。

これを受けて、第7回西宮市子ども・子育て会議では、1号認定子どもの階層区分および公立幼稚園の利用者負担（公私間格差）について、事前に事務局から基準等検討ワーキンググループの委員へ本市の考え方の根拠を示して意見を確認した上で、改めて本市の考え方を提示することとなった。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

第5回西宮市子ども・子育て会議で継続審議となった地域子ども・子育て支援事業（子育てひろば）放課後児童健全育成事業、一時預かり事業および病児・病後児保育事業について修正した事務局案を説明したところ、確保方策にかかる本市の考え方について各委員から以下の意見が出された。

- ・地域子育て支援拠点事業について 子育てひろば以外の移動児童館や子育て地域サロンなどの情報共有、連携強化など質の担保を図るために、市が支援することが必要ではないか。
- ・病児・病後児保育事業について 現状実施されているのは南部のみであることから、北部についてどう対応するか検討が必要ではないか。

第7回西宮市子ども・子育て会議では、上記の意見を踏まえた事業計画の素案（案）を事前に各委員に示し、意見を集約し、反映させた事業計画の素案を提示することとなった。

以上

## 第7回西宮市子ども・子育て会議 協議事項

### 1 1号認定子どもの利用者負担

前回の西宮市子ども・子育て会議で出された課題を基に見直した事務局案について審議を行い、西宮市子ども・子育て会議としての検討結果をまとめる。

### 2 (仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案

前回までの量の見込みおよび確保方策についての意見を基に作成した事務局案について審議を行い、西宮市子ども・子育て会議としての検討結果をまとめる。

### 3 民間保育所の認定こども園への移行に関する調査の結果報告

平成26年7月中旬に実施した民間保育所の認定こども園への移行に関する調査の結果について報告する。

### 4 各基準に関する条例案の報告

9月市議会に上程する各基準の条例案について報告する。

以 上

## 議事（１）１号認定子どもの利用者負担

### １ 本市の考え方

① 所得階層については、国の基準である 5 階層よりも階層差を縮小するため、就園奨励助成金における現行の 7 階層に 2 階層を加えた 9 階層で設定する。

② 低所得者階層（～ 階層）については、これまでの本市の取り組みを踏襲し、負担軽減を行う設定とする。

③ 階層については、所得制限をなくした利用者負担を設定する。

④ 1号認定子どもの利用者負担は、2号認定子どもの保育短時間の利用者負担とのバランスを考慮して、2号認定子どもの保育短時間の利用者負担の約 60% に設定する。

（理由）

幼稚園と保育所の保育短時間の割合（約 5 時間 / 8 時間）との調整

2号認定子どもの保育短時間の利用者負担と 1号認定子どもの利用者負担 + 給食費（約 7,000 円）とのバランス

私立幼稚園に通う園児にかかる実質負担の平均額とのバランス

### 1号認定子ども 利用者負担 素案（イメージ） 第 1 子の場合 （単位：円）

国	西宮	区分 【4 人家族の年収の目安】	現行公立幼	現行私立幼	国の基準	2号保育短時間 (8時間)イメージ	1号負担 イメージ
		生活保護世帯	0	0	0	0	0
	1	市民税 非課税世帯 (母子・父子世帯等)	0	8,900	9,100	0	0
	2	市民税 非課税世帯 (その他) 【～270万円】	1,600			B 3,000	2,500
	1	市民税 所得割課税額 59,500円以下の世帯 【～310万円】	5,200	13,800	16,100	C 8,700	5,200
	2	市民税 所得割課税額 77,100円以下の世帯 【～360万円】				D1 14,600	9,800
						D2 21,300	
	1	市民税 所得割課税額 144,900円以下の世帯 【～520万円】	10,000	18,500	20,500	D3 30,400	16,000
	2	市民税 所得割課税額 211,200円以下の世帯 【～680万円】				D4 33,300	20,500
						D5 34,900	
	1	市民税 所得割課税額 377,100円以下の世帯 【～1,020万円】	10,000	20,200	25,700	D6 36,700	22,000
	2	市民税 所得割課税額 377,101円以上の世帯 【1,021万円～】		25,700		D7 37,500	23,400
						D8 40,400	

1 幼稚園から小学校 3 年生までの範囲において、最年長の子どもから順に 2 人目の園児は上記の半額、3 人目以降については 0 円とする。

2 現行私立幼の金額は、国が基準とする私立幼保育料 25,700 円から、本市の就園奨励助成金（各階層の平均額）を差し引いた負担額

3 市民税 所得割課税額と年収の目安については、今後一部修正の可能性がある。

5 私立幼稚園が新制度に移行することで、保護者への負担感が生じないよう新たな補助を実施する。  
 移行する 5 園の在園児に対する経過措置として、平成 27 年度には 4・5 歳児、平成 28 年度は、5 歳児のみを対象として補助を実施する。  
 新制度に移行しない私立幼稚園に通う保護者に対しては、現行どおり就園奨励助成金を支給する。

< 参考 1 > 第 2 子・第 3 子を含めた利用者負担 素案 (イメージ)

国	西宮	区分 【4 人家族の年収の目安】	現行公立幼		現行私立幼		国の基準 円	2号保育 短時間 円	1号 負担 円
			円	人	円	人			
		生活保護世帯	0		0		0		0
			0	12	0	9	0	0	0
			0		0		0		0
	1	市民税 非課税世帯 (母子・父子世帯等)	0		8,900		9,100		0
			0	15	4,600	74	4,600	0	0
			0		0		0		0
	2	市民税 非課税世帯 (その他) 【~270万円】	1,600		8,900		9,100		2,500
			1,600	94	4,600	285	4,600	B:3,000 C:8,700	1,300
			1,600		0		0		0
	1	市民税 所得割課税額 59,500円以下の世帯 【~310万円】	5,200		13,800		16,100		5,200
			5,200		8,100		8,100	C:8,700	2,600
			5,200	31	0	493	0		0
	2	市民税 所得割課税額 77,100円以下の世帯 【~360万円】	5,200		13,800		16,100		9,800
			5,200		8,100		8,100	D1:14,600 D2:21,300	4,900
			5,200		0		0		0
	1	市民税 所得割課税額 144,900円以下の世帯 【~520万円】	10,000		18,500		20,500		16,000
			10,000		10,300		10,300	D2:21,300 D3:30,400	8,000
			10,000		0	3,349	0	D4:33,300	0
	2	市民税 所得割課税額 211,200円以下の世帯 【~680万円】	10,000		18,500		20,500		20,500
			10,000		10,300		10,300	D5:34,900	10,300
			10,000	1,245	0		0		0
	1	市民税 所得割課税額 377,100円以下の世帯 【~1,020万円】	10,000		20,200		25,700		22,000
			10,000		12,900	2,094	12,900	D6:36,700	11,000
			10,000		0		0		0
	2	市民税 所得割課税額 377,101円以上の世帯 【1,021万円~】	10,000		25,700		25,700		23,400
			10,000		12,900	1,643	12,900	D7:37,500 D8:40,400	11,700
			10,000		0		0		0

各階層の上段；第 1 子、中段；第 2 子、下段；第 3 子以降

《表の見方》

現行公立幼 ; 公立幼稚園 : @保育料 9,600 円+入園料 400 円 (10,000 円/24 ヶ月) と人数

現行私立幼 ; 私立幼稚園 : 就園奨励助成金 (3~5 歳) の平均額を差し引いた負担額と人数

国の基準 ; 国が示した 1 号基準 (上限額)

2 号保育短時間 ; 2 号保育短時間 (8 時間) : 市の設定イメージ

1 号負担 ; 1 号認定子ども負担案 : 保育所保育短時間の約 60% で算定

の人数は、平成 26 年度予算ベース

市民税 所得割課税額と年収の目安については、今後一部修正の可能性はある。

## 2 公立幼稚園の利用者負担についての本市の考え方

( 現行 : 月額 9,600 円 + 入園料月割 400 円 = 月 10,000 円 )

1 考え方の基本を公私同額とした上で、以下の理由により、私立幼稚園に適用する 1 号利用者負担案の約 90% で公立幼稚園の利用者負担を設定する。平成 27 年 4 月より 3 年間をかけて、下表のように利用者負担を段階的に移行する。

( 理由 )

平成 23 年度における包括外部監査、平成 25 年度における西宮市幼児期の教育・保育審議会答申、市議会等の意見

私立幼稚園の「4・5 歳児利用者負担額」と「満 3 歳・3 歳児利用者負担額」の比が約 9 : 10

3 年保育の未実施・・・公定価格の試算により、「3 歳児なし」と「3 歳児あり」の比が約 9 : 10

### 公立幼稚園利用者負担 素案(イメージ)

### 4 歳児 第 1 子の場合

( 単位 : 円 )

国	西宮	区 分【4 人家族の年収の目安】	現行公立幼	H27 年度入園児 イメージ	H28 年度入園児 イメージ	H29 年度入園児 最終イメージ
		生活保護世帯	0	0	0	0
	1	市民税 非課税世帯 ( 母子・父子世帯等 )	0	0	0	0
	2	市民税 非課税世帯 ( その他 ) 【 ~ 270 万円 】	1,600	1,800	2,000	2,300
	1	市民税 所得割課税額 59,500 円以下の世帯 【 ~ 310 万円 】	5,200	4,700	4,700	4,700
	2	市民税 所得割課税額 77,100 円以下の世帯 【 ~ 360 万円 】		6,400	7,600	8,800
	1	市民税 所得割課税額 144,900 円以下の世帯 【 ~ 520 万円 】	10,000	11,400	12,900	14,400
	2	市民税 所得割課税額 211,200 円以下の世帯 【 ~ 680 万円 】		12,800	15,600	18,500
	1	市民税 所得割課税額 377,100 円以下の世帯 【 ~ 1,020 万円 】	10,000	13,200	16,500	19,800
	2	市民税 所得割課税額 377,101 円以上の世帯 【 1,021 万円 ~ 】		13,700	17,400	21,100

- 1 幼稚園から小学校 3 年生までの範囲において、最年長の子どもから順に 2 人目の園児は上記の半額、3 人目以降については 0 円とする。
- 2 在園児 ( 5 歳児 ) と 5 歳児転入園児は、経過措置として、前年度 4 歳入園時の利用者負担とする。
- 3 市民税 所得割課税額と年収の目安については、今後一部修正の可能性はある。



<参考2> 第2子・第3子を含めた利用者負担 素案(イメージ) 4歳児の場合

国	西宮	区分 【4人家族の年収の目安】	現行公立幼	新制度公立幼(各年度入園児)				新制度私立幼	
			H26	H27	H28	H29	人	H27	人
		生活保護世帯	0	0	0	0	12	0	9
			0	0	0	0		0	
			0	0	0	0		0	
	1	市民税 非課税世帯 (母子・父子世帯等)	0	0	0	0	15	0	74
			0	0	0	0		0	
			0	0	0	0		0	
	2	市民税 非課税世帯 (その他) 【~270万円】	1,600	1,800	2,000	2,300	94	2,500	285
			1,600	1,200	1,200	1,200		1,300	
			1,600	0	0	0		0	
	1	市民税 所得割課税額 59,500円以下の世帯 【~310万円】	5,200	4,700	4,700	4,700	31	5,200	493
			5,200	2,400	2,400	2,400		2,600	
			5,200	0	0	0		0	
	2	市民税 所得割課税額 77,100円以下の世帯 【~360万円】	5,200	6,400	7,600	8,800		9,800	
			5,200	4,400	4,400	4,400		4,900	
			5,200	0	0	0		0	
	1	市民税 所得割課税額 144,900円以下の世帯 【~520万円】	10,000	11,400	12,900	14,400	1,245	16,000	3,349
			10,000	7,200	7,200	7,200		8,000	
			10,000	0	0	0		0	
	2	市民税 所得割課税額 211,200円以下の世帯 【~680万円】	10,000	12,800	15,600	18,500		20,500	
			10,000	9,300	9,300	9,300		10,300	
			10,000	0	0	0		0	
	1	市民税 所得割課税額 377,100円以下の世帯 【~1,020万円】	10,000	13,200	16,500	19,800	1,245	22,000	2,094
			10,000	9,900	9,900	9,900		11,000	
			10,000	0	0	0		0	
	2	市民税 所得割課税額 377,101円以上の世帯 【1,021万円~】	10,000	13,700	17,400	21,100		23,400	
			10,000	10,200	10,400	10,600		11,700	
			10,000	0	0	0		0	

各階層の上段；第1子、中段；第2子、下段；第3子以降

《表の見方》

現行公立幼；現行の利用者負担

新制度公立幼；新制度利用者負担：の90%で設定。平成27~29年度の経過措置

新制度私立幼；1号利用者負担案：保育所保育短時間の約60%で算定

公立幼・私立幼の人数は、平成26年度予算ベース

在園児(5歳児)と5歳児転入園児は、経過措置として、前年度4歳入園時の利用者負担とする。

市民税 所得割課税額と年収の目安については、今後一部修正の可能性はある。

**<参考3> 平成27年4月における新制度への移行に関する意向（平成26年7月11日時点）**

	私立幼稚園	公立幼稚園
平成27年4月において新制度へ移行する園	5園	20園
平成27年4月において新制度へ移行しない園	32園	-
検討中の園	3園	-

**<参考4> 公立幼稚園のあり方について**

- 1**平成27年度新制度の施行において、幼稚園希望者を公私で受け入れることとなる。2年保育と3年保育の差があるものの、基本の保育に係る利用者負担の公私格差を是正する必要がある。応能負担とすることで、所得に応じた負担を利用者に求めていく。
- 2**実費負担となる給食・送迎バス・預かり保育などについては、公立幼稚園では実施しておらず、平成27年度からの実施の予定もない。
- 3**今後の公立幼稚園の将来的構想については、適正配置を含めて年内に方向を示していく。

## 報告（１）民間保育所の認定こども園への移行に関する調査の結果

### 1 調査の実施内容

#### （１）調査の趣旨

兵庫県及び西宮市における新制度実施の準備、事業計画の策定、予算案の策定等に資するため、民間保育所の認定こども園への移行の見込み等を把握すること。

西宮市において、秋頃をめどに改めて対象施設の方針を確認する予定です。そのため、今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

#### （２）調査の実施主体

西宮市

#### （３）調査の対象

民間保育所 45園（分園を含む）

#### （４）調査時期

平成26年7月16日～平成26年7月23日

#### （５）調査の項目

ア 現在の施設の利用状況

イ 認定こども園への移行見込み・移行する場合の施設の類型・移行予定年度 等

### 2 調査結果

#### （１）認定こども園への移行に関する回答

認定こども園に移行するつもりである	14園
認定こども園に移行するつもりはない	7園
認定こども園に移行するかどうか迷っている	24園

#### （２）移行する園の類型

保育所型	3園
幼保連携型	8園
未定又は検討中	3園

#### （３）移行する園の移行予定時期

平成27年度から	5園
平成28年度から	3園
平成29年度以降	0園
未定又は検討中	6園

## 報告（ 2 ）各基準に関する条例案

## 9 月市議会に上程する条例

- 1 西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

### 1 西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 （幼保連携型認定こども園の認可基準）

（ 1 ）第 5 回西宮市子ども・子育て会議における検討結果

基準については、さらに良い形を追及することを会議として要望・提言していくとの意見をまとめた。また、4・5 歳児の職員配置を将来的に 20 対 1 に高めることを条例の付則において規定することが可能であるかについて検討すべきであるとの意見が出された。

< 第 6 回西宮市子ども・子育て会議資料集 2 ページ >

（ 2 ）条例案の内容

第 4 条第 2 項	市長は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。	
第 5 条第 1 項	幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	
第 5 条第 2 項	設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営している幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	
第 8 条第 3 項	幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児についてはその保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合計した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時 2 人を下回ってはならない。	
	園児の区分	員数
	満 4 歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人（学級数を下回る場合にあっては、当該学級数に相当する員数）

4・5 歳児の職員配置を将来的に 20 対 1 に高める旨の内容は、条例の付則になじまないことから、今後制定を予定している規則または要綱に規定することを検討する。

## 2 西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (地域型保育事業の認可基準)

### (1) 第3回・第4回西宮市子ども・子育て会議における検討結果

小規模保育事業の認可基準については、保育者及び保育補助者の資格要件を事務局案のとおりとするが、研修の充実、支援員のサポートなどにより市が責任をもって良い保育を提供すること、という意見を付帯した。

<第4回西宮市子ども・子育て会議資料集2ページ>

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業および事業所内保育事業の認可基準について、保育の質を担保するための詳細な項目は、規則や要綱で規定することとし、規則や要綱に対する各委員の意見の反映状況について、その内容を子ども・子育て会議に示してほしいとの意見が出された。

<第5回西宮市子ども・子育て会議資料集2ページ>

### (2) 条例案の内容

第4条第2項	市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。
第6条第3項	家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
第6条第4項	家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
第10条第1項	家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
第10条第2項	家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
第24条第2項 (家庭的保育事業)	この章において「家庭的保育者」とは、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第34条の20第1項第4号に該当しない者
第24条第3項 (家庭的保育事業)	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下(家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者をいう。以下同じ。)とともに保育する場合には、5人以下)とする。
第24条第2項 (小規模保育事業C型)	この節において「家庭的保育者」とは、市長が行う研修を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第34条の20第1項第4号に該当しない者
第40条第1項 (居宅訪問型保育事業)	この章において「家庭的保育者」とは、市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第34条の20第1項第4号に該当しない者

研修の充実、支援員のサポートなど保育の質を担保するための詳細な項目は、今後制定を予定している規則または要綱に規定することを検討する。

<参考> 児童福祉法第34条の20第1項第4項

「児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者」

児童虐待の防止等に関する法律第2条

「この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」

### 3 西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 第3回西宮市子ども・子育て会議における検討結果

当面、現状における西宮市の基準を基に条例化することとして、将来的には国の基準に向けて改善する旨を盛り込むべきであり、また保育所入所者数の増加を踏まえ、留守家庭児童育成センターの受入数の確保に向けて、早急に対応策を検討すべきであるとの意見が出された。

(2) 条例案の内容

第3条第2項	市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。
第9条第1項	放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
第9条第2項	専用区画の面積は、利用者1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
第10条第2項	放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
第10条第4項	第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものとし、一つの支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね40人以下とする。
付則2項	当分の間、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、第9条第1項又は第10条第4項の規定を適用する場合においては、第9条第1項中「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能」とあるのは「遊び及び生活の場としての機能」とし、第10条第4項中「一体的に行われるものとし、一つの支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね40人以下」とあるのは「一体的に行われるもの」とし、第9項第2項の規定は、適用しない。

#### 4 西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

##### (1) 第5回西宮市子ども・子育て会議における協議結果

市は確認を受けた施設・事業者をバックアップしていくことが必要であり、また情報の提供については、利用者が情報にアクセスできる仕組みを構築することが必要であるとの意見が出された。

##### (2) 条例案の内容

第28条第1項	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
第28条第2項	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
第50条前段	第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。

市が担う施設・事業者に対する情報提供などに関する支援などは、規則または要綱で規定することを検討する。

#### 5 支給認定基準（保育の必要性の認定に関する基準）

現行の「西宮市保育の実施に関する条例」を廃止した上で、「(仮称)西宮市保育の必要性の認定に関する基準を定める規則」を制定することとする。